

主催：京都弁護士会 共催：日本弁護士連合会

シンポジウム 法律家からみた 「徴用工」問題

昨年10月、「徴用工」問題に関する韓国大法院判決が出されました。それ以降、日韓関係は悪化し、嫌韓をあおるような報道も数多くなされています。

雰囲気流されるのではなく、事実を正確に捉えることが必要です。「徴用工と日韓請求権協定 韓国大法院判決を読み解く」の著者の一人である山本晴太弁護士を講師にお招きし、韓国大法院判決や日本の最高裁判決が日韓請求権協定をどのように解釈しているのか検証するとともに、「徴用工」問題の背景事情を探りたいと思います。

講師：山本 晴太 (やまもと せいた) さん

◆プロフィール◆

1992年弁護士登録

福岡県弁護士会所属

関釜裁判、浮島丸訴訟、光州千人訴訟など、戦後補償裁判の原告代理人

現在 日弁連人権擁護委員会日韓弁護士会戦後処理問題共同行動特別部会委員

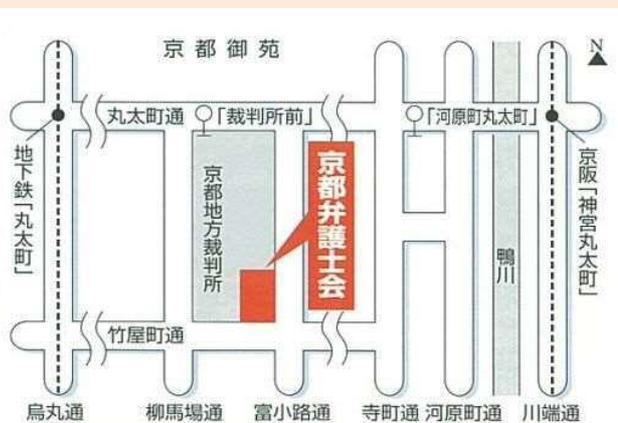


2019年 **12月9日** (月)

開演：午後 **6時**～午後 **8時**

(開場：午後5時30分)

場所：**京都弁護士会館 地階大ホール**



京都市中京区富小路通丸太町下る

<https://www.kyotoben.or.jp/>

お問い合わせ TEL：075-231-2337



京都弁護士会
KYOTO BAR ASSOCIATION

